

神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書

東京都と6関係権利者（宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラル株式会社及び三井不動産株式会社）（以下これらを「関係者」という。）は、平成27年4月1日に締結した神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書を踏まえ、まちづくりの着実な推進に向けて、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本合意書は、「東京都市計画神宮外苑地区地区計画（平成25年6月決定）」に定めた、神宮外苑地区内の緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、既存施設で現在行われている競技の継続に配慮しながらまちづくりを進めるため、関係者が認識を共有し、相互に連携・協力して、神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）の策定等に取り組むことを目的とする。

（合意対象区域）

第2条 本合意の対象区域は、神宮外苑地区（b区域）の再整備構想（別紙）に掲げる再整備の区域とする。

（まちづくり基本計画の策定等）

第3条 神宮外苑地区（b区域）の再整備構想（別紙）を素案として、今後、平成29年3月までにまちづくり基本計画を定めることを目標に、関係者間で検討を進める。

- 2 まちづくり基本計画には、各施設や道路等の公的施設の具体的な規模や配置、整備スケジュール、事業手法等を定めるものとする。
- 3 まちづくり基本計画の検討に併せて、各施設の整備費や事業実施に係る費用について、各関係者が負担する額や時期を、関係者間で協議する。

(秘密保持)

第4条 関係者は、本合意書又は本合意書に関連して、他の関係者から秘密情報として受領した情報を第三者に漏えいし、又は本合意の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、情報公開に関する法令等による場合はこの限りではない。

(その他)

第5条 本合意書に定めのない事項又は本合意書の解釈に疑義が生じた場合は、関係者間で誠実に協議するものとする。

上記合意の証として本合意書を7通作成し、関係者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年7月22日

宗教法人明治神宮宮司

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

一般財団法人高度技術社会推進協会会長

伊藤忠商事株式会社代表取締役社長

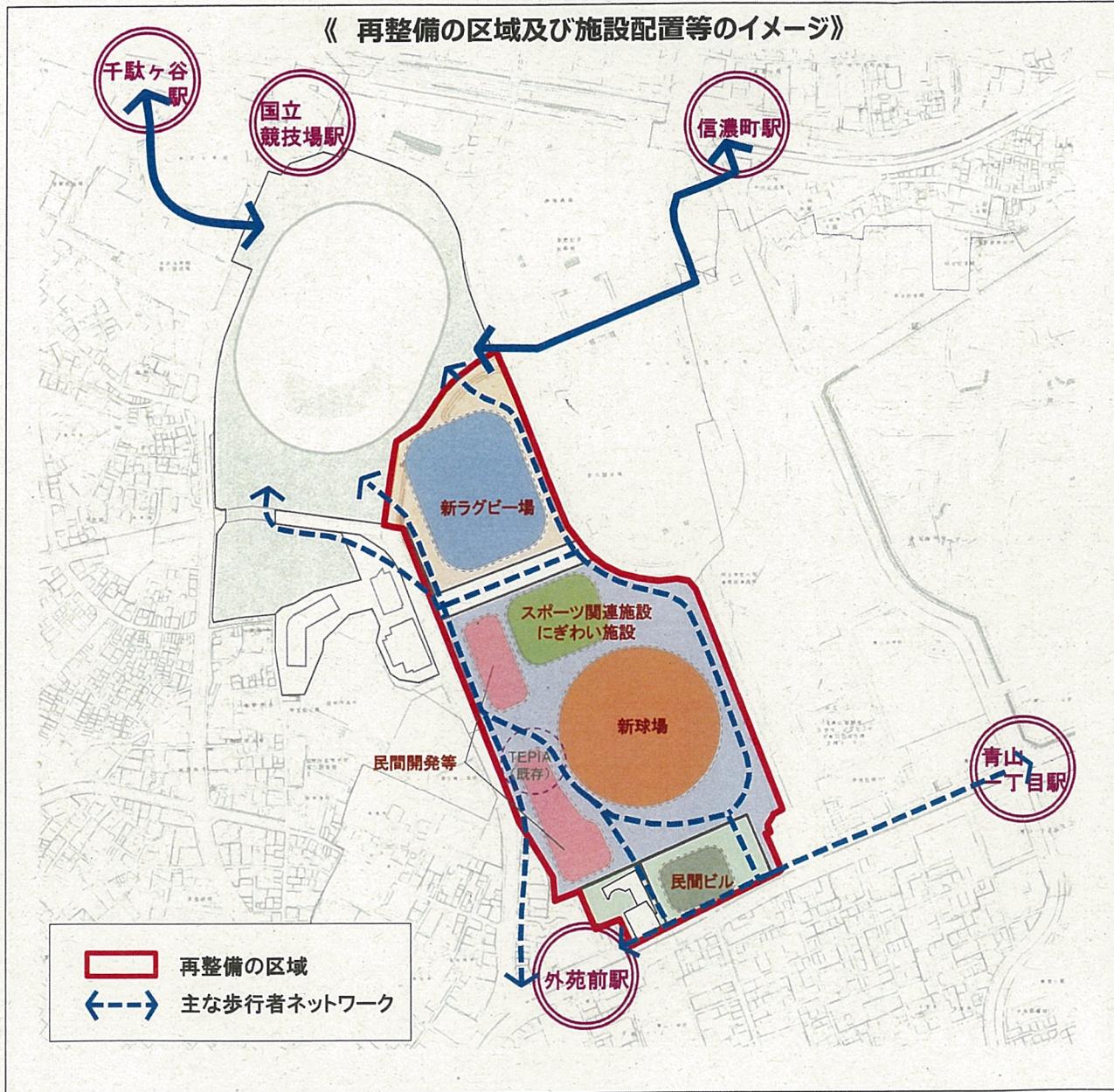
日本オラクル株式会社代表執行役

三井不動産株式会社代表取締役社長

東京都知事代理 副知事

神宮外苑地区（b区域）の再整備構想

《 再整備の区域及び施設配置等のイメージ》



再整備の区域
←---→ 主な歩行者ネットワーク

《 再整備の目標 》

- ・緑豊かな風格ある都市景観との調和を図りつつ、にぎわいあふれるスポーツ・文化・交流の拠点を形成
- ・商業、業務等の都市機能を導入し、風格と活力が共存する魅力的なまちを形成
- ・デッキ等により、地区内外においてバリアフリー化された安全で快適な歩行者ネットワークを形成

《 想定する実現手法 》

- **容積率の適正な再配分**
 イチョウ並木等隣接する風格ある都市景観との調和を図りながらスポーツ施設等を再整備するとともに、青山通り沿道等の土地の高度利用を促進しながら多様な機能を導入し魅力ある複合市街地を形成するため、再整備の区域内で容積率を適正に再配分
- **公園まちづくり制度の活用**
 スポーツの拠点形成に資する民間開発の事業化を推進するために、都市計画公園の未供用区域について、公園まちづくり制度を活用
- **土地区画整理事業等の活用**
 競技の継続に配慮しながら各施設を連鎖的に建て替えるため、土地区画整理事業等により敷地を再編

《 想定スケジュール 》

2018 都市計画手続・区画整理事業認可等手続
 2019

非開示